

○厚生労働省訓第62号

(部内一般)

厚生労働省文書取扱規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月1日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省文書取扱規則の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

改 正 案	現 行
<p><u>（公印の押印等の省略）</u></p> <p>第28条 前条第1項の規定にかかわらず、本省内部部局、施設等機関、地方支分部局又は外局への發送文書その他の公印又は契印の押印を要しないものとして大臣官房総務課長が定める發送文書（電子文書であるものを除く。）については、<u>公印又は契印の押印を省略することができる。この場合において、公印の押印を省略しようとするときは、発信者名の下に「（公印省略）」の文字を付記しなければならない。</u></p> <p>2 前条第3項の規定にかかわらず、本省内部部局、施設等機関、地方支分部局又は外局への發送文書（電子文書であるものに限る。）については、電子署名を省略することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 地方厚生局及び都道府県労働局における文書の取扱いについては、<u>第36条</u>の規定にかかわらず、地方厚生局長及び都道府県労働局長が定めるまでの間は、大臣官房地方課長が定めるところによる。</p>	<p><u>（公印及び契印の省略）</u></p> <p>第28条 前条第1項の規定にかかわらず、本省内部部局、施設等機関、地方支分部局又は外局に送付する發送文書その他別に大臣官房総務課長が公印及び契印の押印を要しないものとして定める發送文書（電子文書であるものを除く。）については、<u>発信者名の下に「（公印省略）」の文字を付記することにより、公印及び契印の押印を省略することができる。</u></p> <p>2 前条第3項の規定にかかわらず、本省内部部局、施設等機関、地方支分部局又は外局に送付する發送文書（電子文書であるものに限る。）については、電子署名を省略することができる。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 地方厚生局及び都道府県労働局における文書の取扱いについては、<u>第45条</u>の規定にかかわらず、地方厚生局長及び都道府県労働局長が定めるまでの間は、大臣官房地方課長が定めるところによる。</p>